

第3次新潟県男女共同参画計画

ダイジェスト版



男女が共に参画し、多様な生き方が
選択できる社会の実現に向けて

計画の体系

計画の目標達成を目指し、3つの基本目標と17の重点目標を設定します。

計画の目標

基本目標

男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて

I 男女平等を推進する社会づくり

重点目標

- 1 男女平等意識の浸透
- 2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し
- 3 学校等における男女平等教育の深化
- 4 男女平等に関する学習機会の確保
- 5 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 6 生涯を通じた女性の健康づくり
- 7 国際的な男女共同参画の取組の理解

II 女性が活躍できる社会づくり

重点目標

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 女性の能力の開発・発揮
- 3 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保
- 4 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画

III 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標

- 1 男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能とする就業環境の充実
- 2 男性にとっての男女共同参画
- 3 子育て環境の充実
- 4 高齢者、障害者の社会参画と介護体制の充実
- 5 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備
- 6 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

計画の推進

- 1 総合的な推進体制及び機能の充実
- 2 計画の進行管理と調査・情報収集
- 3 市町村や国の関係機関との連携
- 4 県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働

注：番号が白抜きの重点目標には、女性活躍推進計画に該当する施策を含む

目標指標

基本目標	重点目標	項目	単位	現況	目標
I	1	男女の地位の平等について、「男性の方が優遇されている」という回答割合が3割を超えている項目	項目	6/7 (H28)	減少
		男女共同参画に関する周知度 (内容を知っている又は聞いたことがある人の割合)		65.8 (H28)	85 (H33)
	2	「社会慣習 (しきたり)」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	%	62.1 (H28)	減少
	3	「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合		61.3 (H28)	増加
	4	(公財)新潟県女性財団が主催する研修事業の受講者に占める満足者の割合		99.2 (H27)	全講座で95%以上
		県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数	千日人	1,300 (H27)	1,400
	5	過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合	%	33.6 (H28)	減少
		配偶者暴力に関する相談機関の認知度		49.9 (H28)	増加
	6	女性の健康寿命の延伸	年	・健康寿命 74.79 (H25) ・平均寿命と健康寿命の差 11.98 (H25)	健康寿命の伸びが平均 寿命の伸びを上回る
		乳がん検診受診率		50.9 (H25)	60 (H32)
		子宮がん検診受診率	%	46.5 (H25)	50 (H32)
	7	「女子差別撤廃条約」の周知度 (内容を知っている又は聞いたことがある人の割合)		32.2 (H28)	増加
	II	1	「政治経済活動の場」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合		54.6 (H28)
県の審議会等への女性の登用率			%	38.5 (H28)	40%以上 (H32以降)
管理・監督的業務に従事する者に占める女性の割合				14.3 (H27)	21 (H33)
2		(公財)新潟県女性財団が主催する研修事業の女性受講者に占める満足者の割合		99.2 (H27)	全講座で95%以上
		県や(公財)新潟県女性財団が実施する、働く女性の能力向上を図るためのセミナー受講者数	人	109 (H28)	毎年度100人以上
3		「職場の中」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	%	54.1 (H28)	減少
		所定内賃金の男女格差		76.9 (H27)	縮小
4		従業員数300人以下の企業のうち、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画の届出企業数	社	20 (H28)	150 (H33)
		家族経営協定締結農家数	戸	1,534 (H27)	1,800 (H33)
		県が支援を行う女性農業者の起業数	起業	19 (H27)	増加
III	1	育児休業取得率 (男性)	%	3.2 (H27)	4 (H31)
		育児休業取得率 (女性)		98.4 (H27)	95 (H31)
	2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対の男性の割合	%	36.2 (H26)	増加
		放課後児童クラブ支援単位数	-	613 (H28)	増加
	3	病児保育事業実施箇所数	-	41 (H28)	増加
		障害者の実雇用率 (民間企業)	%	1.93 (H28)	全国平均を上回る
	4		位	全国第31位	前年度の全国順位を上回る
		シルバー人材センターの会員数		21,529 (H27)	増加
		新潟県高齢者大学修了者数	人	延べ8,216 (H27)	延べ10,088 (H33)
	5	自立相談支援機関の新規相談件数	件	3,508 (H27)	増加
		ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談者に占める就職者の割合		25.8 (H27)	増加
	6	自治会長に占める女性の割合	%	3.3 (H28)	4.5 (H33)
		県防災会議委員に占める女性割合		25.0 (H28)	増加
		男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うことを目的とするNPO法人数	法人	63 (H28)	増加

新潟県県民生活・環境部男女平等社会推進課

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 TEL 025-280-5142 (直通) FAX 025-280-5166

E-mail ngt030130@pref.niigata.lg.jp ホームページアドレス <http://www.pref.niigata.lg.jp/danjobyodo/>

計画策定の趣旨

少子高齢化が進む中で、全ての人々が生きがいを持って安心して暮らすためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

このため、新潟県においては、平成14年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、その後、平成18年に、この条例の基本理念に基づき「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」、平成25年には第2次計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策を、総合的、計画的に推進してきました。

第3次計画は、社会経済情勢等の変化やこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより効果的に推進するため策定しました。

計画の性格

- ①男女共同参画社会基本法に基づく「新潟県男女共同参画計画」です。
- ②女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画として位置づけられる計画です。
- ③男女平等社会の実現に向け、施策の基本方向と内容を明らかにし、それらを総合的、体系的に推進するための計画であり、市町村、事業者、県民それぞれが自らの問題として考え行動するための指針となる計画です。
- ④県の関連する計画と整合性を持った計画です。

基本理念

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- ①男女の人権の尊重
- ②男女の社会活動を自由に選択できる社会制度や慣行の確立
- ③政策・方針の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活とその他の活動の両立
- ⑤生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥国際社会の動きとの協調

計画の目標

「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」

意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解し、その推進に取り組むという趣旨です。

計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間です。

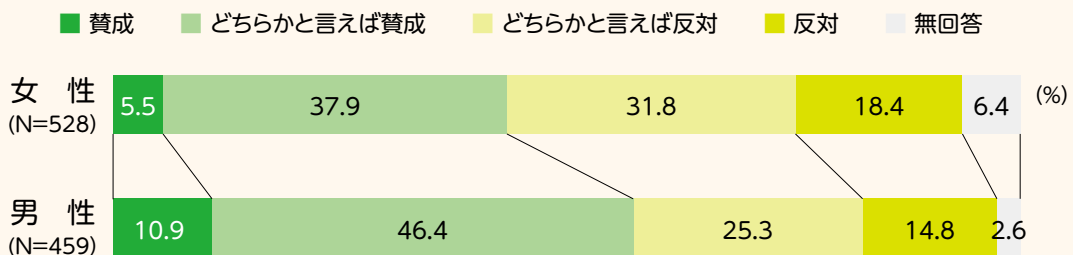
基本目標 I 男女平等を推進する社会づくり

男女が社会の対等な構成員として、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮でき、個人として尊重される社会づくりが重要です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する人の割合は徐々に減少する傾向にありますが、その動きは緩やかであり、男女共に性別による固定的な役割分担意識が根強い状況にあります。そして、このような性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく制度や慣行が、男女が自らの意思に基づき多様な生き方を選択できる社会の実現を難しくしているという現状があります。

そのため、男女平等社会の形成に関して理解を深めることが重要であり、家庭、職場、地域等における性別による固定的な役割分担意識を一人ひとりが見直すとともに、学校教育、生涯学習を通じて男女平等意識を育むこと、国際社会における動向や取組への関心を高めること、また、女性に対するあらゆる暴力の根絶や生涯を通じた女性の健康づくりを支援することが必要です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：平成27年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

重点目標と施策の基本的方向

男女平等意識の浸透

- 男女平等社会の形成についての理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。
- 各種団体等と連携し、広報・啓発活動を推進します。
- メディアを活用し、県民に対する啓発活動を推進します。
- メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を育成します。

男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し

- 社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めます。
- 男女共同参画に関する調査や情報収集を行い、課題を整理し、提供します。

学校等における男女平等教育の深化

- 学校等における男女平等を推進する教育・学習を充実します。
- 教職員等の研修を充実します。

男女平等に関する学習機会の確保

- 男女平等意識を高めるための学習機会を提供します。
- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます。
- 学習活動を支援する指導者等の人材の養成に努めます。
- 男女平等意識を育む家庭教育を推進します。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ドメスティック・バイオレンスや性暴力など女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進します。
- ドメスティック・バイオレンスや性暴力など女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談や保護・支援を行います。
- セクシュアルハラスメントの防止に向けた取組を推進します。

生涯を通じた女性の健康づくり

- 生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実します。
- 妊娠・出産等に関する健康の維持・増進を支援するとともに、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)についての知識の普及に努めます。

国際的な男女共同参画の取組の理解

- 男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進します。

基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり

男女が共にあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが重要です。

また、将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入が必要です。

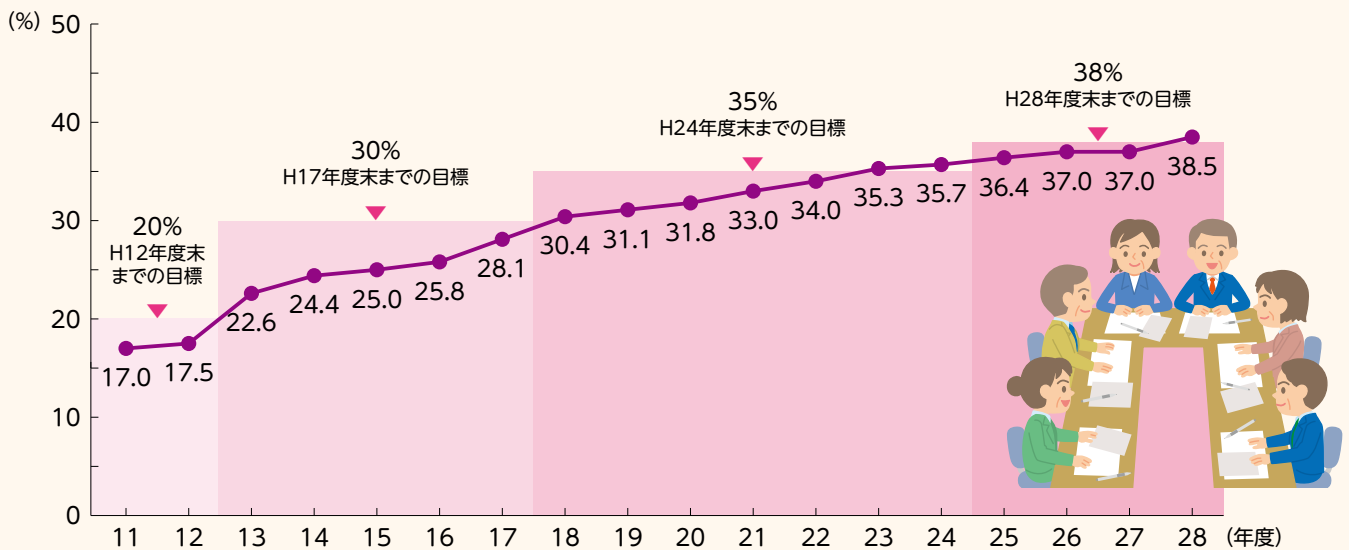
特に、政策・方針決定過程への女性の参画が重要ですが、例えば県の審議会等の委員に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、社会の様々な分野での女性の参画の割合はまだ少ない状況です。

また、職業生活においても、女性がその能力を十分に発揮できる環境が整っているとは言えない状況にあります。

そのため、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や女性の能力向上への支援を行うことにより、女性のエンパワメントを進める必要があります。

※エンパワメント 個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけることです。

県の審議会等への女性の登用率



資料：新潟県 *各年6月1日現在(平成28年度は平成29年1月1日現在)

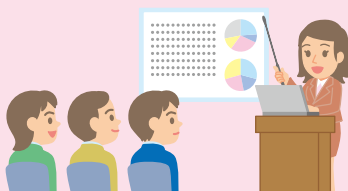
重点目標と施策の基本的方向

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 県の審議会等への女性登用を推進します。
- 女性県職員・教職員の育成・登用を推進します。
- 市町村の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進します。

女性の能力の開発・発揮

- あらゆる分野に参画できる女性人材を育成します。
- 女性の起業など様々なチャレンジを支援します。
- 女性の人材に関する情報を収集、整備し、提供します。
- 女性団体等への活動支援を充実します。



雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保

- 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を十分に発揮できる環境の整備を促進します。
- 女性の職業能力の開発を支援するとともに、能力発揮のための積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組を促進します。

農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画

- 農林水産業、商工業等自営業における女性の経営参画・社会参画を推進します。
- 農林水産業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、関係者への情報提供に努めます。
- 商工業等の家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進するとともに、能力が十分発揮できるよう情報提供に努めます。

基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

少子高齢化が進む中、社会経済活動を活性化し、いきいきと安心して暮らすためには、多様な生き方が選択でき、職場・家庭・地域で男女が共に参画することができる社会づくりが重要です。

しかしながら現状では、子育てや介護などの多くを女性が担っていることから、あらゆる場面における女性の活躍が困難となる場合が多くあります。

そのため、女性の活躍を阻害する要因となっている男性中心型労働慣行等を見直し、職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和を図っていく必要があります。

また、非正規雇用者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が必要です。

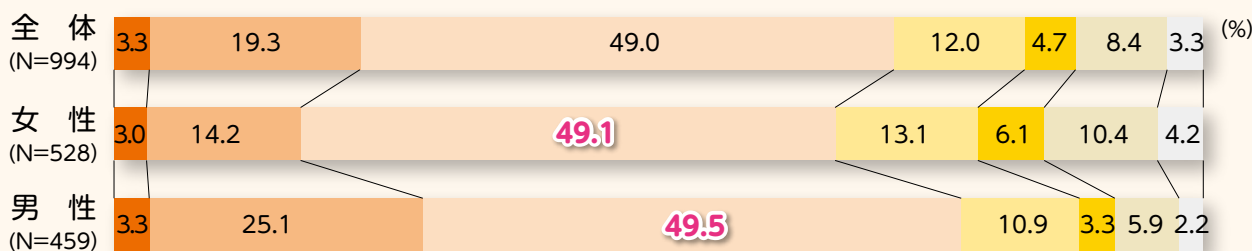
さらに、暮らしやすく、活力ある地域社会を築くためには、家庭、地域、防災・災害復興等への男女共同参画を促進していくことも必要です。

仕事と家庭生活や地域活動のバランスについて

- 家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念する
- 家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させる
- 家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる
- 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させる
- 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念する
- わからない
- 無回答

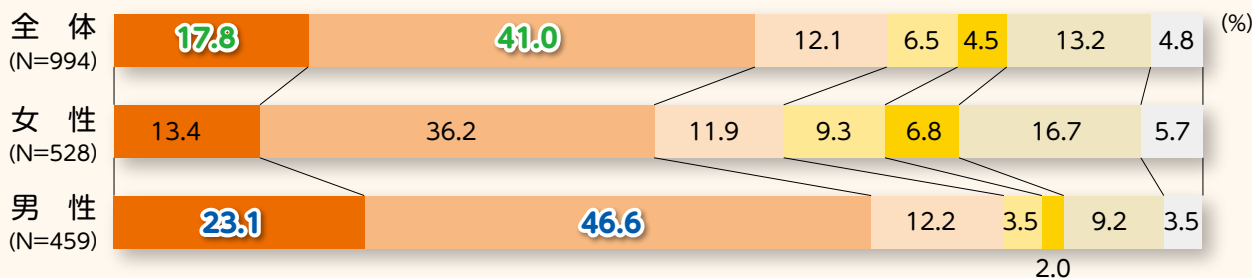
【理想のバランス】

男女共に、約5割の人が家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させたいと考えています。



【現実のバランス】

全体では、約6割の人が仕事を優先しています。特に、男性では約7割が仕事を優先しています。



資料：平成27年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

重点目標と施策の基本的方向

男性中心型労働慣行等を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を可能とする就業環境の充実

- 仕事と生活の調和の実現に向けた社会的機運醸成のための意識啓発を推進します。
- 仕事と子育てや介護との両立のための制度の普及・定着を促進します。
- 多様な形態の働き方を可能とする就業環境の整備を促進します。
- 職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進します。

男性にとっての男女共同参画

- 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進します。
- 男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。
- 男性が抱える困難への対応を充実します。

子育て環境の充実

- 多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実を促進します。
- 地域における子育て支援を充実します。
- 子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進します。

高齢者、障害者の社会参画と介護体制の充実

- 高齢者、障害者の社会参画を支援します。
- 高齢者が安心して暮らせる介護体制の整備を促進します。

貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

- 生活困窮者の自立の促進を支援します。
- ひとり親家庭への支援を充実します。

地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

- 地域における男女共同参画を促進します。
- 防災・災害復興分野における男女共同参画を促進します。
- 環境保全の取組への男女共同参画を促進します。

計画の推進

男女共同参画社会の形成を図るためには、本計画の具体的施策に記載した、社会のあらゆる分野における広範かつ多岐にわたる取組を、県、市町村、県民、事業者、民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら推進していくことが必要です。

また、職業生活における女性の活躍推進の取組に当たっては、地域の実情に応じた取組を進めるため様々な主体による連携・協働が必要であり、県には、その推進役としての役割が求められています。

総合的な推進体制及び機能の充実

男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため必要な推進体制及び機能の充実を図り、計画的にその遂行を図ります。

- 施策を総合的に推進するため、全庁的な推進体制を充実します。
- 男女平等の視点を踏まえた施策展開を推進するための職員研修を充実します。
- 男女共同参画推進のための活動拠点として県女性センター機能を充実します。
- 性別による差別的取扱いや男女平等社会の形成を阻害する行為に対する相談の申出及び県の施策に関する苦情の申出制度を周知します。

計画の進行管理と調査・情報収集

計画が、目標の達成に向けて、有効かつ効率的に推進されるよう、計画の進行管理を実施し、公表するとともに、調査や情報収集を行い、県民に提供します。

- 計画の進行管理を適切に実施し、公表します。
- 男女別等統計(ジェンダー統計)の充実に努めるとともに、調査や情報収集を行い、県民に積極的に提供します。

市町村や国の関係機関との連携

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、情報共有に努めるなど市町村や国の関係機関との連携を図っていきます。

- 市町村における推進体制の整備と計画の策定を促進します。
- 市町村支援を充実します。
- 国の関係機関と情報共有や意見交換を行い、連携して施策を実施します。

県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働

県内各地での男女共同参画への取組が行われるよう、県民や事業所、NPO、NGO等各種団体の活動を支援するとともに、連携・協働を進めます。

- 県民等の取組を促進します。
- 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等のネットワークを形成します。
- 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等との連携・協働による啓発活動を実施します。